

・ 復旧条件

原型復旧とする。ただし、現状の舗装構成等が以下の基準と異なる場合は、現況復旧すること。
舗装構成基準 (A) から (E)

(A) 舗装道

	表 層		上層路盤	下層路盤	該当路線名
	表 層	基 層	粒調碎石	碎石クラッシュラン	
	(13. 20)	(20)	(0～30)	(0～40)	
幹線	5 cm	5 cm	25 cm	30cm	
準幹線	5 cm	5 cm	15 cm	20cm	
一般道	5 cm		15 cm	20cm	

(B) コンクリート舗装 (掘削影響幅は原則的に取らない)

表 層	曲げ45kg/cm ²	20cm
基 層	碎石クラッシュラン (0～40)	30cm

(C) 歩道 (表層工は原則として全面とする)

	表 層	路 盤
	密粒度・透水性	碎石 (粒調又はクラッシュラン)
コンクリート平板舗装		(砂) 10cm
カラー平板舗装	別 添 図 に よ る	
一般部	4 cm	10 cm
切下部 (一般)	5 cm	20 cm
切下部 (その他)		20 cm

(D) 砂利道・・・クラッシュランスラグ (0～40) 20cm

注 ① 3.0m未満の道路については表層のみ全面復旧のこと。

② 6.0m未満の道路については表層のみ半面復旧のこと。

③ 高瀬町及び潮見町地区内の道路については別途協議のこと。

④ 道路を横断するものについては別添図のとおりとする。 (取出工事等)

⑤ 地下水位が高く、道路に接近して飲料用井戸並びに養魚池など特に水質が重視される

施設のある路盤材使用にあっては、現場の状況等を充分把握し、事故のないよう配慮する。

⑥ 縦断で掘削する場合、表層のみ半面復旧すること。但し、影響幅を50cmとることにより道路の半面を超える場合は全面復旧すること。

⑦ 横断で掘削する場合、影響幅を表層のみ両側50cm以上とり、60度の斜の角度をとり復旧すること。

(E) 埋め戻しは良質の山砂又は改良土 (CBR6%以上) を用いて施工し、20cm毎に充分締め固めること。

・ 占用権の譲渡又は転貸をしてはならない。

・ 占用期間中であっても道路管理上支障が生じた時、並びに道路管理者が必要ありと認めた時、又はこの許可条件に違反した時は、この許可を取り消すものとする。これらの場合無償をもって撤去し、それにより生じる損害について市は一切の責任を負わない。

・ 船橋・船橋東警察署長の道路使用許可を受けた後、工事施工すること。

・ そのほか道路法、その他の関係法令、及び船橋市道路占用条例 (昭和60年船橋市条例第26号) 船橋市道路占用規則を厳守すること。

- ・当該路線に境界杭、鉋等が建植されているので、これをむやみに移動したり破壊しないこと。
- ・センターライン、横断歩道等の道路面表示について、当該工事により、消した場合は、工事完了後これを復元すること。
- ・工事施工にあたって、必ず地域住民の同意を得てから着手すること。
- ・所轄消防署に道路工事届出書を提出した後、工事施工すること。
- ・仮復旧については、加熱合材により、常時良好な道路状態を保つよう努めること。
- ・復旧工事に伴う責任期間は、検査完了後、2ヶ年間とする。
- ・占有に起因して道路管理者若しくは第三者に損害を与え、又は第三者から苦情があった場合には、占有者において、損害賠償又は苦情処理の措置を講じること。
- ・道路占有者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占有物件を常時良好な状態を保つように管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならない。
- ・道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占有物件については、占有許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占有物件の安全確認のため、占有物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告しなければならない。
- ・占有物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占有物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告しなければならない。